

石巻市被災企業流通体制支援業務委託仕様書

本業務は、緊急雇用創出事業実施要領（平成25年2月26日付け職発0226第1号厚生労働省職業安定局長通知。以下「要領」という。）に基づき、東日本大震災により被災した失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、被災した失業者を雇用した上で、地域の企業等で就労するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業を委託する業務（以下「委託業務」という。）であり、この仕様書は、委託者が受託者に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の名称

石巻市被災企業流通体制支援業務

2 委託業務の内容

被災求職者（原則として、東日本大震災時に石巻市内に住所を有し、その影響により離職を余儀なくされた者又は求職者（学卒未就業者を含む。）をいう。以下同じ。）を雇用し、販路開拓等マーケティングに係る各種研修を実施するとともに、市内企業からの委託を受けて、マーケティング調査、市外市場とのマッチングを狙いとした商談会の開催、ホームページ及びネットショップの開設等、被災企業の販路開拓の代行業務を担うことにより、市内産業の新規販路を整備する。

- (1) マーケティング調査
- (2) 販路開拓支援（営業代行及び販売代行）
- (3) ホームページ制作及びネットショップ開設代行
- (4) 商談会の企画・開催及び出店支援（首都圏等を会場に、展示会形式の商談会を企画・開催するとともに、参加企業の出店を支援する。）
- (5) 6次産業化支援（新商品開発支援）

3 雇用・就業機会の創出計画

雇用・就業機会の創出計画については、次のとおりとする。

(1) 委託業務の履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(2) 委託業務の対象となる失業者数

受託者は、業務に従事する者として被災求職者の中から35人以上を雇用するものとする。

なお、被災求職者に対しては、販路開拓に係る必要なOFF-JT研修を実施するとともに、業務の成果に係るフォローアップについて、万全の体制で取り組むこととする。

(3) 被災求職者の雇用予定期間

契約締結の日から平成26年3月31日までの間で、常勤雇用とする。

(4) 委託業務の対象（委託先）となる市内企業

委託業務の対象（委託先）となる市内企業は、石巻市内に事業所を有する法人又は市内で営業する個人事業者とし、目標として30社を目安とする。

なお、市内企業の開拓に当たっては、原則として本市全域を対象とするとともに、市内産業の再生力の向上のため、1社に集中させることのないよう企業開拓を行うこと。

(5) 事業費（委託料）

市は、次に掲げる経費を委託業務の実施に要する委託料として、受託者に支払うものとする。

なお、受託者は、契約の締結後委託業務の実施上必要があるときは、委託料の概算払を市に請求することができるものとし、市は、その内容を審査の上、概算払の額を決定し支払うものとする。

ア 被災求職者の人件費

賃金、通勤手当、賞与、退職手当等の諸手当（社内規定等において労働者に対する支給が義務づけられているもの）、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分（人件費にかかる消費税については、人件費として取り扱う。）

なお、人件費の割合は、緊急雇用創出事業の趣旨に基づき、委託料全体の2分の1以上を占めるものとし、失業者の生活の安定が極めて重要であることから、被災求職者の雇用の場の確保という本業務の目的に則し、労働条件、地域の水準等を踏まえた適切な賃金単価を設定すること。

イ 被災求職者の研修費

受託者が実施するOJT、OFF-JTに係る費用

※研修対象費：研修機関の入学料（入学金、登録料、研修機関への入学試験受験料）、授業料（講座受講料、実習費、補講費）、教科書代や教材費、検定試験受験料、研修機関に通うための交通費、通信制講座の受講に必要な通信費、受講に係る宿泊費（泊まり込みの研修）、研修機関より貸与されるパソコン等の器材のレンタル費、研修に従事した受託者社員の人件費（研修従事時間相当分）、失業者がOJTで使用する資材に係る費用、ユニフォーム代等

なお、研修に必要な備品類は、原則として事業所内の既存のものを使用する等、不要不急の支出を厳に慎むこと。

ウ 一般管理費

本業務に従事した受託者社員の人件費（従事時間相当分。ただし、イの経費を除く。）、消耗品等の物件費、機械・機器のレンタル費、賠償責任保険料、その他業務を実施するために必要とされる経費

なお、業務に必要な備品類は、原則として事業所内の既存のものを使用する等、不要不急の支出を厳に慎むこと。

(6) 拠点の確保

受託者は、本事業を受託するに当たり、市内に本店、支店、営業所等のいずれかの拠点を構えるとともに、参加者の利便性を考慮し、市内に各業務に係る会場を確保するものとする。

なお、拠点の確保に伴う会場借上料等については、事業費（委託料）のうち一般管理費に計上すること。

(7) 被災求職者の募集方法

被災求職者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものとする。

(8) 周知広報

受託者は、各業務について、周知効果の高い複数媒体等により、効果的な広報を実施するものとする。

なお、市は、各業務の情報について、市報及びホームページに掲載するほか、市内経済団体及び石巻公共職業安定所に依頼して、会員又は求人登録する市内企業への積極的な周知を図るものとする。

4 業務上の注意事項

(1) 失業者であることの確認

受託者は、被災求職者を新規雇用するときは、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書その他失業者であることを証明できるものの提示を求めることにより、失業者であることを確認し、当該確認したことを証する書類を市に提出するものとする。

(2) 報告書等の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに緊急雇用創出事業雇用・就業創出報告書に次に掲げる書類を添付して市に提出しなければならない。

ア 実績報告書（事業報告書）

イ 収支精算書

ウ 被災求職者の履歴書の写し

エ 被災求職者が離職していることを証明できる書類の写し

オ 被災求職者の雇用契約書（雇入通知書）の写し

カ 被災求職者に係る人件費の支出状況を明らかにする帳簿の写し

キ 被災求職者に係る雇用創出基金事業失業者一覧表

ク その他市長が認める書類

(3) 委託料の返還

市は、前号の規定により提出された報告書等により、委託業務に要した事業費の実績額（以下「実績額」という。）が、次のア又はイのいずれかに該当するときは、受託者に当該ア又はイに掲げる額の返還を命ずるものとする。

ア 実績額が契約に基づく委託料額（以下「契約額」という。）を下回ったときは、契約額から実績額を差し引いた額

イ 委託業務の実施に当たり収入が発生したときは、発生した収入額に契約額を加えた額から実績額を差し引いた額

(4) 財産の取得制限について

委託業務の実施に当たり、事業に必要な備品類は、原則として事業所内の既存のものを使用する等、不要不急の支出を厳に慎むこととする。

(5) 契約の解除等

ア 市は、受託者が次のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。この場合、受託者に履行部分があるときは、当該部分に対して相応と認める金額を受託者に支払うものとする。

(ア) 受託者がこの契約を誠実に履行しないとき。

(イ) 受託者が実施要領及び委託契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

イ 受託者は、事業の実施に当たり、不正又は不誠実な行為を行った場合は、市の求めに応じて委託料の全部又は一部を返還するものとする。

(6) 秘密の保持について

ア 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約完了後も同様とする。

なお、電磁的記録、出力リスト等は、保存期間経過後、速やかに消却又は焼却などの方法により処分するものとする。

イ 受託者は、使用人に対して秘密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

(7) その他

ア 受託者は、被災者と賃金等の労働条件やその他法令等を遵守する旨の雇用契約書を取り交わし、毎月、勤務実績に応じて所定の賃金等を支払うものとする。

イ 受託者は、本市企業に対して労働者派遣を行う際は、関係法令を遵守するとともに、これにより利益を得るものではないことを理解し、本市企業との間で取り交わす派遣契約書には、手数料その他の対価を徴さない旨を明記するものとする。

ウ 受託者は、市内企業からの委託を受ける際は、市内産業の再生力の向上という本事業の目的に則し、これにより利益を得るものではないことを理解し、本市企業に対して手数料その他の対価を徴さないこととする。

5 暴力団の排除

暴力団又は暴力団員の統制下にある団体は、委託業務の対象者としなから、受託者が次の各号の要件に該当するときは、市は、契約を解除し、受託者に対して委託料の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 受託者の役員、職員若しくは従業員が、暴力団関係業者であると認められるとき、又は暴力団関係業者が法人の経営に実質的に関与しているとき。

(2) 受託者の役員、職員若しくは従業員が、自法人、自己若しくは第三者の不正な利

益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力、暴力団関係業者を利用する等しているとき。

- (3) 受託者の役員、職員若しくは従業員が、暴力団又は暴力団関係業者に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 受託者の役員、職員若しくは従業員が、暴力団又は暴力団関係業者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受託者の役員、職員若しくは従業員が、暴力団又は暴力団関係業者であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。